

オランダ 判例速報 1/2 月号

【個人データ保護法】

運送業者の運転手のパスポートをスキャナーを使用して読み取ったことが蘭個人データ保護法違反であるとされた事例

蘭個人データ保護当局報告書（2017年6月）

<ポイント解説>

- 蘭個人データ保護法（以下「Wbp」）によりますと、個人データを処理してよいのは、同条に限定列挙される適法性事由のいずれか一つが存在する場合のみとなります¹。
- そのような適法性事由の一つとして、「個人データの管理者（controller）の正当な利益をはかるために個人データを処理することが必要な場合」があります。但し、管理者の正当な利益が、データ主体たる個人の利益又はその基本的人権に優越することを要します²。
- 蘭個人データ保護当局（以下「AP」）は、物流会社はその敷地に入出入りするトラックの運転手の身分証明書をスキャナーを使って読み取ることに「正当な利益」を有しているものの、データ主体たる運転手らの個人の利益を守るための対策が講じられていないことを理由に、物流会社の正当な利益は運転手らの個人の利益の方に優越しないとして、Wbp 違反であると判断しました。
- 本判断は Wbp すなわち現行の蘭個人データ保護法の判断枠組みに基づいてなされたものでありますが、Wbp の判断枠組みも、GDPR のそれもほぼ同じです。従って、本判断は、GDPR の判断枠組みを理解するのに役立つと思われます。

<事実の概要>

倉庫業を営む物流会社 X（以下「X社」）は、荷物を運んで来る運送業者のトラックの運転手らに対して、荷物を降ろす際に、備え付けのスキャナーで身分証明書をスキャンすることを義務付けていた。また、X社は、運転手らの身分証明書をスキャンするために、Y社（以下「Y社」）の専用スキャナー（以下「専用スキャナー」）を購入した。専用スキャナーによって読み取られた身分証明書は、電子的方法によって自動的にY社に送信され、確かに真正な身分証明書か否かを判別する仕組みとなっていた。なお、読み取られる情報には、身分証明書の種類、発行国、保持者氏名、身分証明書番号、国籍、生年月日、性別、有効期限、顔写真（白黒）、顔写真（カラー及び高画質）、社会保障番号（以下「本件個人データ」）が含まれていた。

APは、運転手らからX社が身分証明書のスキャンを行っているとの通報があったことを受け、X社に対して職権調査を実施した。

<判旨>

¹ Art. 8 Wbp.

² Art. 8 onder f Wbp.

- 本件個人データは **Wbp1** 条 a 項にいう個人データである。また、X 社が本件個人データを専用スキャナーで読み取る行為には、個人データを参照し、収集し、且つ保管するという行為を含むものであるため、これを同法同条 2 項にいう個人データの処理に該当する（以下「本件個人データ処理」）。
- 本件個人データのうち、国籍に関する情報及び顔写真は、多くの場合、データ主体たる個人の出身民族に関する情報に関係するため、人種に関する情報とみなされなければならない。この点、**Wbp16** 条 1 項によると、人種に関する情報は原則としてこれを処理することが禁じられている。しかしながら、本件においては、X 社が運転手の国籍に関する情報及び顔写真を処理しているのは、その身元を確認するためである。また、運転手が提示する身分証明書はその国籍によって異なるため、専用スキャナーでこれを読み取る以外の方法でその真贋を確認することは不可能である。従って、本件においては、**Wbp18** 条の例外規定により、運転手の国籍に関する情報及び顔写真を処理することについて、同法 16 条 1 項にいう人種に関する情報の処理禁止規定は適用されない。
- **Wbp24** 条 1 項によると、社会保障番号を処理することができるのは、社会保障番号について規定した法律の執行又はそれに定められる目的のためだけである。本件においては、X 社は当該法律の執行又はその目的のために社会保障番号を処理しているとは認めれない。しかしながら、X 社が主張書面の中で、社会保障番号の処理を取り止めることを宣言したため、同条同項違反とはならない。
- 各々の個人データの処理は、**Wbp8** 条に限定列挙される複数の根拠のうち、少なくとも何れか一つに基づかななくてはならない。**Wbp8** 条 f 項によると、①管理者の正当な利益をはかるために個人データを処理することが必要であり、且つ②管理者の正当な利益がデータ主体たる個人の利益及びその基本的人権をも優越するならば、個人データの処理は適法であるということができる。
- 本件においては、X 社は、運送会社のトラックの運転手の身元を確認しなければならないという、正当な利益を有している。より具体的には、X 社の利益は、誤った運転手に荷物を引き渡してしまい、結果として損害賠償義務を負うことを防止することにある。反対に、運転手は、他人が自分の身分を偽装するというような、不正行為に巻き込まれないようにするという利益を有する。このような身分の偽装を防止するためには、例えば、身分証明書の写しを作成した場合には、当該写しはどの組織のために作成されるのかを明示したりするという対策をとることが考えられる。また、当該写しに、その保管期日を明記しておくことも考えられる。
- しかしながら、X 社は、身分偽装という不正行為を防止するための、こうした対策を一切行ってこなかった。よって、X 社の利益は、運転手の利益及びその基本的人権をも優越するということとはできない。以上により、X 社は、運転手の身分証明書を専用スキャナーで読み取り、且つこれを適法性の根拠もないままに処理したことで、**Wbp8** 条に違反したと言わざるをえない。

【労働法】

顧客満足度調査アンケートに、労働者のファーストネームを記載するという決定は、事前に労働者評議会（**Works Council**）の同意を必要とするか？

アムステルダム地裁判決 2017 年 10 月 10 日³

<ポイント解説>

労働者評議会法（**Wet op de ondernemingsraden**, 以下「**WOR**」）27 条によりますと、労働者評議会（**ondernemingsraad**, **works council**、以下「労働者評議会」）を設置する事業主は、同条に列挙されている事項に関する決議の採決、変更又は取消について、事前に労働者評議会の同意を得なければなりません。そのような労働者評議会の同意が必要となる事項として、①労働者の出勤状態、行動及び勤務態様を管理・監督することを目的とした規定、及び②労働者の個人情報の処理及び保護に関する規定があります。

本件では、事業者が定める「顧客満足度調査のアンケートに、労働者のファーストネームを記載する」という規則に対して、労働者評議会が事前に同意を与える権利を有するか否かが争われました。

³ ECLI:RBAMS:2017:7888

<事実の概要>

- A社は、顧客満足度調査アンケートを行っており、その回収率等を上げるため、2016年10月より、接客した労働者のファーストネームをアンケートに記載することにした（以下「本件規則変更」）。
- A社の労働者評議会は、本件規則変更は個人情報保護法に違反しているのもので、その導入には反対であると表明した。また、A社は、本件規則変更に関して、事前に労働者評議会に同意を得るべきであったのに、それを怠ったとして、本件規則変更に関する事業者の決定の無効確認を請求した。
- これに対してA社は、労働者評議会には本件規則変更に関して同意をする権利はないと主張した。

<判旨>

- A社のアンケートは、繰返し利用され、A社のすべての労働者に関わるという性質を持っている。従って、本件規則変更に関するA社の決定は、WOR27条1項L号にいう「労働者の出勤状態、行動及び勤務態様を管理・監督することを目的とした規定」に関するものである。従って、本件規則変更には、事前に労働者評議会の同意を得ることが必要である。
- この点、A社は、以前から労働者の行動や勤務態様を管理・監督する手段としてアンケートを利用してきたこと、2016年10月に導入した本件規則変更においては、実質的な変更はなされていないこと、よって本件規則変更にはそもそも労働者評議会の同意は必要ないことを主張する。しかし、WOR27条1項L号に記述される規定（労働者の管理・監督を目的とした規定）の性質は、当該規定それ自体を指している。従って、ある規定がそのような性質を有しているのであれば、それに実質的に変更があったか否かは関係ない。従って、問題となる規定が、WOR27条に列挙された事項のどれか一つにあてはまるのであれば、これらに関するいかなる決議、変更又は取消しについても、労働者評議会は同意する権利を有する。
- また、本件規則変更は、WOR27条1項K号に定める、事業所にて勤務する労働者の個人情報の処理に関する規定でもあるといえる。この点、立法者によると、一定の規定が蘭個人データ保護法の適用対象となるかどうかは関係なく、事業所にて勤務する労働者の個人データに関するあらゆる規則（保管、変更、取消など）も、労働者評議会の「同意をする権利」の範疇に入る。当然、個人データ保護法に沿っての運営が求められるが、個人データ保護法において、たとえば本件におけるアンケートのような、事業主へ一定の裁量を与えられている規則だからこそ、労働者評議会に、同意をする権利が与えられているのである。したがって、取扱う個人情報が、労働者個人を特定できるものではないという根拠だけでは、WOR27条1項を適用外とすることはできない。以上の理由より、労働者のファーストネームを顧客満足度調査アンケートに記載することについて、A社は、労働者評議会に同意をする権利を与えなければならない。